

中村太郎税理士事務所

News letter



皆様にとって2025年はどんな年だったでしょうか。2026年がよい年となりますよう、祈念いたします。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

contents

- ◆令和8年から始まる新しい「扶養親族等の数」の算定
- ◆下請法改正による振込手数料の変更に注意
- ◆健康保険証の使用が終了 これからは3つの方法に
- ◆2025年の賃金改定状況を振り返る

令和8年から始まる 新しい「扶養親族等の数」の算定

税額表の甲欄を適用して給与の源泉徴収を行うには、「扶養親族等の数」が必要です。この算定にあたっては、令和8年から対象範囲が見直されています。その対象範囲を確認します。

扶養親族等の数の算定

「扶養親族等の数」とは、次の合計数をいい、令和8年から範囲が改正されました。

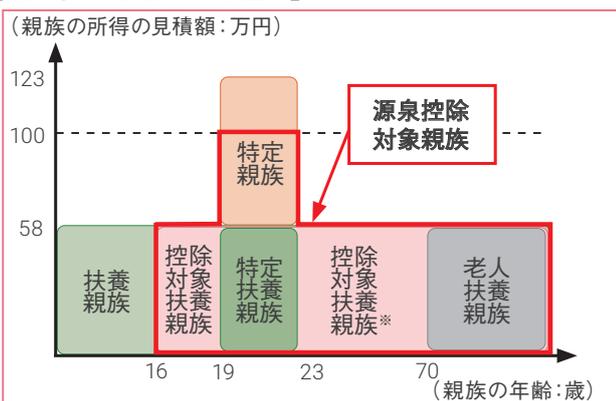
【扶養親族等の数】

～令和7年	令和8年～
● 源泉控除対象配偶者	● 源泉控除対象配偶者
● 控除対象扶養親族	● 源泉控除対象親族

(※)給与等の支払を受ける人が、障害者その他一定の者に該当する場合には、該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合には、該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算します。

源泉控除対象親族には、控除対象扶養親族の他、特定親族のうちその年中の所得の見積額が100万円以下の人も含まれます。

【参考：親族の範囲】



※ 30歳以上70歳未満の非居住者の場合は、一定の要件に該当する場合に限ります。
参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」一部編集

マル扶で確認

「扶養親族等の数」の算定にあたっては、扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載内容に沿うことになります。各人の令和8年分のマル扶を確認しながら算定を行い、「扶養親族等の数」の更新を行いましょ。

○ 令和8年分 マル扶（一部抜粋）

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		本人扶養親族 (税込11万円以上)	令和8年中の 所得の見積額	
		あなたとの続柄	生年月日			
源泉控除 対象配偶者		明・大 昭・平			円	
	1	明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
	2	明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族	円	
	3	明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
源泉控除 対象親族 (16歳以上) (※23.1.1以降新定)		明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族	円	
	4	明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
		明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族	円	
		明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者 (注2)	寡婦 ひとり親	障害者又は勤労学生の内容(この欄)

出典：国税庁「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

源泉徴収税額表も最新版で

令和7年度税制改正の影響で、源泉徴収税額表も見直されています。令和8年分は、「令和8年分 源泉徴収税額表」を用いて、給与の源泉徴収税額の計算を行いましょ。

参考：国税庁「令和8年分 源泉徴収税額表」他

【主な用語の定義】

源泉控除対象配偶者：給与等の支払を受ける人（その年中の所得の見積額が900万円以下の人に限る）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下、青色事業専従者等）を除く）で、その年中の所得の見積額が95万円以下の人
 同一生計配偶者：給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）で、その年中の所得の見積額が58万円以下の人
 扶養親族：給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族（里子及び養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除く）で、その年中の所得の見積額が58万円以下の人
 控除対象扶養親族：扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（年齢30歳以上70歳未満の非居住者の場合は、一定の要件に該当する人）
 特定親族：給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除く）でその年中の所得の見積額が58万円超123万円以下の人

下請法改正による 振込手数料の変更に注意

令和8年1月1日から下請法が取適法（とりてきほう）に改められ、対象となる事業者や取引の拡大などが行われます。この改正について税務上注意が必要なのは、振込手数料が売手負担であった場合です。新たなルールに注意しながら、経理処理や税務上のポイントを確認します。

取適法とは

取適法は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の通称です。下請代金支払遅延等防止法（通称：下請法）から法律名が改められ、主に次の見直しが行われます。

項目	内容
用語の変更	<ul style="list-style-type: none">● 親事業者 → 委託事業者● 下請事業者 → 中小受託事業者
適用対象の拡大	<ul style="list-style-type: none">● 適用基準に「従業員基準」を追加● 対象取引に「特定運送委託」を追加
禁止行為の追加	<ul style="list-style-type: none">● 協議に応じない一方的な代金決定の禁止● 手形払等の禁止● 振込手数料を負担させることの禁止

売手負担の 振込手数料が禁止に

下請法では、書面での合意があれば、振込手数料の負担を下請事業者（＝売手）とすることが可能でした。これが取適法では、合意の有無にかかわらず、委託事業者（＝買手）が振込手数料を中小受託事業者（＝売手）に負担させ、代金から差し引くことは違反になります。**取適法の対象となる取引を洗い出し、代金振込の場合は、振込手数料はどちらの負担か確認しましょう。**

経理処理の変更に注意

振込手数料が買手負担であれば、これまでと変わりません。他方、売手負担である場合は、取引内容の変更の他、この変更に伴う経理処理、特に消費税の対応に注意します。

(1) 売手側

これまで売手負担であった場合には、この負担がなくなります。仮に振込手数料相当額を売上値引きとしていた場合は、この経理処理が不要となり、売上げに係る対価の返還等などの消費税に係る処理も不要となります。

(2) 買手側

上記(1)のように値引きとしていた場合には、買手負担となることで、買手側は仕入値引きの経理処理の他、仕入れに係る対価の返還等などの消費税に係る処理も不要となり、通常の振込手数料の経理処理のみとなります。インボイス対応も同様です。これまでの処理状況に応じて変更を行いましょう。

発注日ベースで

取適法は、**令和8年1月1日以降に発注する取引からの適用**です。そのため、負担が変わる場合であっても、1月の振込は従前のままの可能性も考えられます。変更はいつからか取引内容がわかる書類で確認しましょう。

健康保険証の使用が終了 これからは3つの方法に

従来の健康保険証は、2025年12月1日までにすべて有効期限を迎え、翌日以降、保険診療を受ける際は、医療機関や薬局の窓口で、**マイナ保険証**、**スマホ保険証**、**資格確認書**のいずれかの提示が求められます。今回は、この3つの利用方法について整理します。

マイナ保険証

マイナ保険証は、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

マイナンバーカードをお持ちであれば、事前に医療機関等にある顔認証付きカードリーダー（以下、機器）またはマイナポータル等から利用登録をすれば準備完了です。医療機関等の窓口でマイナンバーカードを機器にかざすことで、保険資格がオンラインで確認され、保険診療を受けることができます。

なお、マイナンバーカードの紛失や有効期限切れ、マイナンバーカードの電子証明書の失効のときは、マイナ保険証も利用できなくなります。

スマホ保険証

2025年9月19日から、スマートフォン（以下、スマホ）をマイナ保険証として利用できるようになり、機器の準備が整った医療機関等から、順に利用が始まっています。

事前に、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマホに追加しておくことで、以後は医療機関等の窓口でスマホを機器にかざすことで保険診療を受けられます。マイナンバーカード自体を持参しなくても受診可能ですが、すべての医療機関が対応しているわけではありません。

スマホ保険証も、マイナンバーカードの紛失や有効期限切れ、マイナンバーカードの電子証明書の失効により、利用できなくなります。さらに、スマホの機種変更や譲渡時には、安全のため、マイナンバーカードを削除しましょう。

なお、スマホにマイナンバーカードを追加した場合でも、マイナンバーカード自体は引き続き利用できます。

資格確認書

マイナ保険証やスマホ保険証の利用には、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードを取得していない方、取得していても健康保険証の利用登録をしていない方には、加入している健康保険の保険者から「資格確認書」が交付されます。この資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

マイナ保険証での受診が困難な方（ご高齢の方や障害をお持ちの方など）や、マイナンバーカードを紛失・更新中の方も、申請により資格確認書の交付を受けられます。

従来の健康保険証と同様に利用できますが、資格確認書には有効期限が設定されていますので、その期間に応じて差し替えが必要です。

2025年の賃金改定状況を振り返る

ここでは、2025年10月に発表された調査結果^{*}から、2025年の賃金改定状況を産業別にみていきます。

91%が賃上げを実施

上記調査結果から、2024年と2025年の1人平均賃金の改定状況（予定を含む）をまとめると、表1のとおりです。

【表1】1人平均賃金の改定状況（%）

	2024年	2025年
引き上げた	91.2	91.5
引き下げた	0.1	1.1
変わらなかった	-	1.0
賃金の改定を実施しない	2.3	2.4
未定	6.4	3.9

厚生労働省「令和7（2025）年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

引き上げた企業は全体の91.5%で、前年から0.3ポイント上昇しました。

80%以上の産業がほとんど

主な産業別に、2025年の1人平均賃金の改定状況をまとめると、表2のとおりです。

引き上げた企業は、多くの産業で80%以上となりました。また、未定が10%を超える産業が複数みられるなど、企業によっても、状況に違いがあることがわかります。

2026年の賃金改定は、どうなるでしょうか。

【表2】2025年の産業別1人平均賃金改定状況（%）

	引き上げた	引き下げた	変わらなかった	実施しない	未定
建設業	89.6	-	-	-	10.4
製造業	97.5	-	-	0.8	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	-
情報通信業	97.4	-	1.2	0.1	1.2
運輸業、郵便業	85.7	8.7	-	5.6	-
卸売業、小売業	92.8	1.7	-	4.4	1.1
金融業、保険業	90.7	-	-	-	9.3
不動産業、物品賃貸業	94.7	-	-	-	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	95.4	1.5	-	2.0	1.2
宿泊業、飲食サービス業	78.4	1.0	1.2	7.1	12.2
生活関連サービス業、娯楽業	79.5	0.8	4.1	4.4	11.2
教育、学習支援業	87.4	0.3	1.2	8.0	3.1
サービス業（他に分類されないもの）	86.4	0.4	5.5	0.0	7.7

厚生労働省「令和7（2025）年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

^{*}厚生労働省「令和7（2025）年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業3,643社を対象に、2025年7月～8月に行われた調査です。有効回答率は50.7%でした。ここでの1人平均賃金は、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1ヶ月1人当たりの平均額です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/25/index.html>

今日からできる AIを「相棒」にするための練習法

生成AIを「相棒」に例えることがありますが、得手不得手を理解しなければ、相棒に実務は任せられません。まずは日常で試して、指示のコツやAIの反応を知ることが近道です。

ここでは、業務転用の感覚を養うための入り口として、スマホアプリ版ChatGPT（フリープラン）を使った2つの活用法をご紹介します。（※執筆時点はGPT-5モデル）

目標までのタスク設計

指示が具体的であればあるほど、出力が安定することが学べます。スケジュールや研修計画に活用可能です。

○プロンプト*例

以下の条件で、目標達成までの週次タスクを提案してください。

目標：3ヶ月で英検2級を取得

前提：昨年英検3級を取得して以降は何もしていない

制約：無料のオンライン資料を優先、1日1時間・週4日学習可能

出力形式：週ごとのテーマ、具体的なタスク

○ポイント

プラン作成後に「別の会話で利用するために、プランをまとめてください。コードブロックで囲んでください」と追加指示すると、コピーしやすい形に整えてくれます。そのプランをコピーして、別の会話でその週の具体的なタスクを組むことが可能です。

献立をテンプレートで作成

テンプレートを指定すると、定型フォーマットで出力できることが学べます。業務では、報告書やチェックリストの雛形づくりに活用できます。

○プロンプト例

以下のテンプレートに従って、夕食の献立を提案してください。

テンプレート

1. メニュー（主菜・副菜・汁物）
2. 分量（人数分）
3. 買い物リスト（調味料含む）
4. 調理手順（番号付き）
5. 所要時間

条件

- 2人分の献立
- 冷蔵庫の食材を優先して使用（キャベツ半玉、卵3個、なす1本）
- スーパーで購入可能な食材のみ
- 調理時間は20分以内

○ポイント

テンプレートだけでなく、実際のサンプルも指示に含めると精度が上がります。

日常でAIを利用する「型」をつくると、実務の再現性と品質がぐっと高まります。

今日から試して、AIを「相棒」に育ててみませんか？

※プロンプトとは、AIやコンピュータに対して「何をしてほしいか」を指示するための入力文です。質問や命令、条件などを具体的に伝えることで、適切な応答や処理が得られます。

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

01 協会けんぽの電子申請サービス開始

2026年1月13日から、協会けんぽにおいて、出産手当金や傷病手当金などの各種手続きが、電子申請サービスによりオンラインで申請可能となります(予定)。郵送の手間や費用を省き、パソコンやスマートフォンから簡単に手続きが行えます。

02 下請法から取適法へ

「下請法」が改正され2026年1月1日から、新たに「取適法(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)」として施行されます。用語の変更や適用対象の拡大、禁止行為の追加などが主な改正点となります。該当企業は詳細を確認しておきましょう。

03 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

04 固定資産税の償却資産に関する申告

2026年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に、後日通知されます。

05 個人の県民税・市町村民税等の納付(普通徴収、第4期分)

普通徴収(第4期分)の個人の道府県民税・市町村民税・森林環境税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

06 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2026年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2026年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれの確認をしましょう。また、2025年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

07 法定調書や給与支払報告書の提出

毎年1月は法定調書や給与支払報告書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書などがあります。各々、税務署や市区町村への提出の要件が定められています。手引などを確認の上、提出しましょう。

本格的な冬の到来で、インフルエンザなどが流行する時期になってきました。室内の換気や加湿といった衛生管理をしっかりと行うようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	木	大安	元日
2	金	赤口	
3	土	先勝	
4	日	友引	
5	月	先負	小寒 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(11月分) ●所得税の還付申告の受付開始(令和7年分)
6	火	仏滅	
7	水	大安	
8	木	赤口	
9	金	先勝	
10	土	友引	
11	日	先負	
12	月	仏滅	成人の日
13	火	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(12月分)
14	水	赤口	
15	木	先勝	
16	金	友引	
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	赤口	
20	火	先勝	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納期限(前年7月～12月分)
21	水	友引	
22	木	先負	
23	金	仏滅	
24	土	大安	
25	日	赤口	
26	月	先勝	
27	火	友引	
28	水	先負	
29	木	仏滅	
30	金	大安	
31	土	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(12月分)(2月2日期限) ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限(第3期分)※口座振替を利用しない場合(2月2日期限) ●労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未滿の10月～12月の労災事故について報告)(2月2日期限) ●個人の県民税・市町村民税等の納期限(普通徴収、第4期分)※市町村の条例で定める日まで ●税務署への法定調書の提出期限(2月2日期限) ●市区町村への給与支払報告書の提出期限(2月2日期限) ●固定資産税の償却資産に関する申告期限(2月2日期限) ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収期限 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付